



2023年  
 (通巻92号) 冬

2023年1月発行

# ちばケアマネ通信

URL <https://www.chiba-cmc.com/>

## 新年のごあいさつ

新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願い致します。

当会の活動にとっても2023年はさらなる飛躍の年となります。4月には事務所も新社会福祉センターに移転します。また、介護支援専門員現任者の法定研修のカリキュラムの変更に伴いその準備が始まります。加えて、コロナの影響を受け、現在も資格更新の未実施者が多数おられることから、更新研修の受講者枠を拡大等して取り組むこととなります。さらに、制度改正に向け具体的な内容も示されてきますので、会員の皆様が進むことがないよう、適宜情報発信に努めて参りますのでどうぞよろしくお願い致します。

理事長 林 房吉



Zoomによる理事会の様子

## 新役員紹介

新年あけましておめでとうございます。千葉県看護協会より推薦を受けて理事を拝命致しました。現在は看護教育に携わっており、さまざまな地域連携の場面で介護支援専門員の皆様には大変お世話になっております。以前は10年以上にわたって訪問看護師・主任介護支援専門員の実務に従事してまいりました。この経験を活かして少しでも介護支援専門員の皆様のお役に立てればと存じます。どうぞよろしくお願い致します。

(左から2列目・下から1番目) 平野 和美

この度、千葉県介護支援専門員協議会の理事を拝命いたしました、千葉県薬剤師会副会長の島田恭光と申します。薬剤師会では在宅医療や多職種連携に係わる委員会を担当している関係で、前任者より引き継ぐことになりました。私自身も薬剤師として在宅医療の現場で働いております。新たに在宅介護になる患者様を担当するときには、ケアマネージャーの方々との連携が重要です。薬剤師にも薬を届けるだけでなく、患者様やご家族に寄り添ったきめ細やかな対応が求められます。今後とも医療と介護の連携強化のために尽力していく所存です。

(左から3列目・上から1番目) 島田 恭光

## BCPをつくろう!(その3) ~ 自然災害BCP ~

災害対策委員会 杉山 美枝子



千葉県では2019年9月の台風上陸により、多くの被害が生じたことは皆さんの記憶においてまだ新しいことではないでしょうか?千葉県は台風上陸が少ないところです。あの時、「前もって〇〇しておくべきだった……」と感じた方もおられると思います。

緊急事態が発生した時に、いる“ヒト”、ある“モノ”でどう対応するか、その対応スピードを上げることができるよう『事前に備えておくこと』これがBCP(業務継続計画)です。災害弱者と呼ばれる高齢者たちを守るように。今回は自然災害のBCPについて、考えていきます。

### 自分の地域のリスクを把握しよう

地震・津波・土砂災害・台風・噴火・降雪など災害は様々です。例えば千葉において噴火のリスクがあるとは考えづらく、東北地方にとってはなんでもない降雪量でも、千葉においては交通マヒなどが起こり、日常生活や業務に大きな影響を及ぼします。まずは、自分の地域に起きる可能性がある災害について想定しておくことが重要です。

自然災害においては一般的に3日間を乗り切ることができれば、外部から何らかの支援を受けられると想定されています。よって「3日間の初動対応」が重要となります。

各自治体ホームページのハザードマップや国土地理院の[重ねるハザードマップ](https://disaportal.gsi.go.jp/) (https://disaportal.gsi.go.jp/) で利用者や事業所、自宅のリスクを客観的に確認しておきます。安全ゾーンが把握できますので避難経路にも役立ちます。BCP作成の際にはぜひ活用してください。また気象庁 | [キキクル\(危険度分布\)](https://www.jma.go.jp/) (https://www.jma.go.jp/) においては、豪雨などの際、危険が迫っているのか否かを地図で確認することができます。

### 具体的にイメージしてみよう!

具体的な災害を想定すると、よりイメージしやすくなります。ハザードマップ等を参考にしながら自治体が公表している被災想定も確認し、自事業所の設備などを勘案して時系列で影響を想定します。また、誰でも対応できるように職員全員が把握しておくことは最も重要です。さらには、何の自然災害か、規模、季節、時間帯、休日か平日かなどを決定し、ある1場面イメージし作成します。ライフラインの停止も同時にイメージします。電気・水・ガス等が停止することを想定し、代替方法や備蓄を準備しておきます。1場面出来たら、別の場面、他の災害を繰り返し作成すると取り組みやすいです。

**被災想定例**

大項目	小項目	直後	6時間	12時間	24時間	2日	3日	4日	5日	6日	7日	10日	
建物	躯体	倒壊なし											
	室内	清掃											
	EV	使用不可											
電力		平時の1/3	平時の2/3										
	水	上水	停止										
水		中水(雑水)	停止										
	ガス	都市ガス	停止										
電話	固定電話	利用不能											
	携帯電話	利用制限											

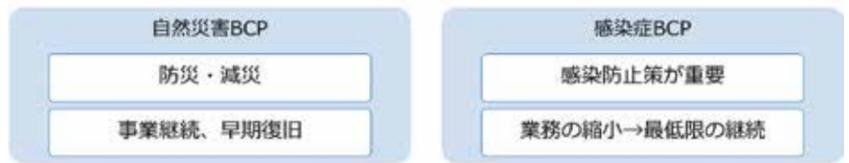
(出典) MS&AD インターリスク総研 (社会福祉施設等におけるBCP様式および解説集P36をアレンジ)

策定条件の設定表					
災害区分	大地震(津波あり)	大地震(津波なし)	中地震	風水害	その他
状況	震度( )	震度( )	震度( )	土砂災害あり	特別警報
季節	春	夏	秋	冬	
時間帯	早朝	日中	夕刻	深夜	休日

日本介護支援専門員 災害対応マニュアル第5版 P.56

**優先業務の選定**

災害時において、施設・事業所の果たすべき役割を鑑みながら、優先すべき事業を決定し、継続できるよう考えます。自然災害発生時ではいかに優先すべき事業を継続、早期復旧させるかに対し、感染症BCPでは、感染防止策のためにどこまで縮小して継続させるか決断しなくてはなりません。



最初から完璧なBCPはできません。とりあえず作ってみましょう！研修や訓練を実施し、結果を反映できるように検証、見直しを繰り返すことでより充実したBCPとなっていきます。

次回(第4回)の予定  
BCPをつくろう！(その4)～備え、していますか？～

**項目式の支援記録法F-SOAIP講座を受講して 投稿**

支援経過記録にケアマネジャーの実践をどのように記録すればよいか考えていたところF-SOAIPという記録法に出会いました。

生活支援記録法F-SOAIP講座の受講会場は国際医療福祉大学の校舎内でした。各回テーマに沿っての講義が行われ、個人ワークとその発表、参加者との意見交換、項目式記録法を活用した実践例の紹介などが主な内容でした。

数多くのことを学びましたが一つだけ挙げたいと思います。ケアマネジメント実践の証を残すにはケアマネジャーがどう考えてどんな対応を行ったかという記録が必要ということです。それにはクライアントが話した内容と客観的事実も記載することになります。具体的には、タイト

ルを焦点(フォーカス)、利用者等の言葉を主観的情報、観察等から得られた情報を客観的情報、ケアマネジャーの判断解釈をアセスメント、ケアマネジャーが行った対応を介入・実施、計画をプランとして項目ごとに記録します。

このように文章にすると難しく思われますが、普段私たちは見たり、聞いたりして外から入ってくる情報を得て、それについて考えたり思ったりして行動に移していることに気が付きます。F-SOAIP記録法はそうした日常的に行っている言動をその流れに沿って記録する方法です。

ご参考になればと思います。

会員 永田 純一

**令和4年を振り返って**

事務局長 船津 良

**令和4年度(第25回)介護支援専門員実務研修受講試験について**

平成30年度の受験資格の変更から大幅に受験者数が減少し、未だに過去の受験者数には戻っていないものの、令和2年度から3年連続で受験者数は増加したとのことです。ちなみに千葉県の令和4年度の受験者は1,981名(昨年比+114)、合格者数は423名(昨年比-47)、合格率は21.3%(昨年比-3.9)でした。

令和4年度(25回)	受験者数	合格者数	合格率
全国	54,406名	10,328名	19.0%
千葉県	1,981名	423名	21.3%

参照 千葉県庁HP「令和4年度千葉県介護支援専門員実務研修受講試験」の結果について  
厚労省HP「第25回介護支援専門員実務研修受講試験の実施状況について」

**法定研修の最新情報は当会HPをご確認ください**

繰り返し起こる感染急拡大。当会で実施している更新研修等も当初の計画から大幅に遅れが生じ、受講をお待ちいただいている皆様には大変ご迷惑をおかけしていることと思います。介護支援専門員として現場で活動するために大切な資格。その更新が滞っていることに不安を感じさ

せていることに深くお詫び申し上げます。さらに、令和4年度の専門研修Ⅱにおいては、当会HP(ホームページ)でもお伝えしておりますとおり、非常に多くの方からの申込がありました。やむを得ず次回以降に回っていただく方もおりますが、当会としましては、今回申込まれた方が確実に受講機会が確保できるよう千葉県の担当課とも対応を協議し進めております。



▲当会HP 法定研修の最新情報は赤矢印➡部分をクリックして確認してください

当会HP（ホームページ）において、月に2回（1日と15日※祝日の場合は翌日）各研修の進捗状況を発信しております（特にお知らせする情報がない場合でもその旨を発信しています）。お忙しいとは思いますが、月に2回のチェックをお願いいたします（前ページ図参照）。

### 今後も法定研修はオンラインが主となっていきます

当会では、令和2年度よりオンライン（Zoomを活用）研修を導入し、コロナにより中断等していた研修を順次再開しております。参集型のコースも一部実施しておりますが、国からも示されたとおり、今後は様々な場面でICTの促進・活用が一層進み、それに伴い法定研修もオンラインでの実施が加速していくことを感じております。ちなみに、令和6年度に向けて見直されている新カリキュラムでは、全体の時間数の増減はないものの「適切なケアマネジメント手法の考え方を科目類型として追加」「権利擁護や意思決定支援など職業倫理についての視点を強化」「地域共生社会の実現に向け近年の動向を踏まえた見直し」等が含まれるとされております。

### オンライン研修を受講するために必要なこと - 3つのアクション-

- ①パソコン等の**機材を準備**する → 新たに費用が発生する？
- ②受講する**環境を確保**する → 一人になれる個室が理想？
- ③受講に係る**操作**を行なう → 基本操作は最低限必要？

①②を整えることで研修受講はできます。しかしながら、多くの方が不安を感じるの③ではないでしょうか。これに対しては「回数をこなすこと」もう一つは「焦らないこと」が肝心です。

当会では、法定研修の受講前には「オリエンテーション動画」を配信し、研修全体の構成、各種基本操作の説明をしていますが、視聴するだけでは十分とは言えず皆様の不安を払拭することはできないと思います。

### “習うより慣れろ” 知る → 触れる → 慣れる

実は…事務局も「Zoomって何？」から始まりました。決して得意ではないパソコンと“にらめっこ”する日々。まずは**“知る”**ことから始まりました。暇さえあれば通常業務終了後でも事務局員同士で何度もZoomミーティングを開催、様々な機能を 試し・学んで・遊んで を今も繰り返しています。しかしながら、Zoomも日々進化（アップデート）をしており、未だに操作を誤り受講者へご迷惑をおかけすることがあるのも事実です。多くの方が一斉にオンラインで繋がる研修会では、スムーズに研修が進むよう、受講者の皆様にもいくつかのお願い事があります。会場に集まらない分、事前課題の作成、クラウド共有、そして受講中の操作…自宅等で受講できるということは、もしかすると普段の延長で研修に参加するということにもなります。画面上に映る自分のお顔、お部屋を多くの方が**“見ることが出来る状態”**ということも気に留める必要があります。オンラインでのメリットとデメリットを理解し、有意義な研修となるよう皆様と一緒に取組んでいければ大変うれしく思います。

介護人材の確保が喫緊の課題とされる中で、介護現場の負担軽減や職場環境の改善を目的に令和5年4月から「ケアプランデータ連携システム」の活用が本格的に始まります。ICTが苦手な方であっても業務をするうえでは**“触れる”**ことは避けては通れないことになっていきます。

2000年の介護保険制度開始当初では、記録と言えば“紙”。手書きをするしかありませんでした。携帯電話の普及により24時間繋がるようになり、メールによりデータ添付・共有ができ、ラインでは1対複数でのリアルタイムでの情報交換ができるようになりました。最初は恐る恐る使用していた機器であっても、“**慣れる**”ことで私たちの生活の一部となり、それが日常となることで私たちの業務を大幅に助けてくれることになるはずで



法定研修「オリエンテーション動画」から一部抜粋

### 再確認しよう 介護支援専門員証の更新に必要な研修

最近、お問い合わせで多いのは、「自分の受講研修がわからない」というものです。その時点で必要な研修申込に間に合えばよいのですが、既に受付が終了してしまっているというケースも少なくありません。当会としても可能な限り対応しますが、やむを得ずお断りをせざるを得ない状況もあります。個々の実務経験や更新回数、主任資格の有無等により受講研修が異なります。コロナ対応によって大変お忙しいとは思いますが、資格管理は個人の責任となります。ご自身の有効期間満了日と受講研修を確認しておきましょう。管理者も職員の研修受講状況を気に留めていただけると大変心強いかもしれません。

### 介護支援専門員証の更新 - 3つのパターン-

- ①実務の経験があり**初めて更新**する場合
  - ②実務の経験があり**2回目以降の更新**をする場合
  - ③実務が**未経験のまま更新**する場合(更新後に未経験となった場合も含む)
- これに加え、④として有効期間満了日が過ぎているため(失効)、再度介護支援専門員証の交付をする場合

- ①は専門研修課程ⅠとⅡ（又は更新研修「前期」と「後期」）の2つが必要。
- ②は専門研修課程Ⅱ（又は更新研修「後期」）が必要（主任介護支援専門員資格を持っている場合は、主任介護支援専門員更新研修でも可）。
- ③は実務未経験者向けの更新研修（千葉県社会福祉協議会実施）が必要。
- ④は再研修（千葉県社会福祉協議会実施）が必要

## 当会広報誌 「ちばケアマネ通信」に 広告を掲載しませんか？



1/4 ページ	5万円
1/8 ページ	3万円

※全てカラー広告

ご希望の方は、当会ホームページ  
(<https://www.chiba-cmc.com/committee/public/>)  
または QR コードからご確認ください。

※広告内容については、審査がございます。

※このスペースは 1/8 ページです。

## 研修委員会からのお知らせ



令和4年12月17日(土)、第103回研修会を開催いたしました。受付開始早々、定員200名を超えるお申し込みがあり、当日は241名の方が受講されました。

テーマは「よりよいケアマネジメントに向けて～人が人を援助するということ～」講師は社会医療法人平和会地域包括ケア推進事業部部長 高落敬子(たかむらけいこ)先生でした。

「奈良の鹿」を背景にオンラインでの講義をいただき、「対人援助」の基本として『援助的コミュニケーション』について学びました。また3人1組での演習があり「自分が最近気になった相談」の場面を振り返り、面接のロールプレイを行うことで、話の聴き方など面接の基本技術につ

いて体感することができました。研修の最後に先生が朗読された詩『私の話を聞いてください』では、利用者さんの本当の気持ちに触れたようで、たいへん印象的でした。

受講者アンケートでも高評価をいただきました。ありがとうございました。

次回第104回研修会は、令和5年2月18日(土)日本介護支援専門員協会南関東ブロック研修会と合わせて開催予定です。(午前の部10時～12時が第104回研修会となります)皆様、是非ご参加ください。詳しくは当会ホームページおよびチラシをご覧ください。



### 介護支援専門員の法定外研修情報提供について

平素は、本県の高齢者福祉行政及び介護保険制度の推進に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和6年4月から介護支援専門員更新研修のカリキュラム変更が予定されています。ガイドラインなどカリキュラム詳細の公表は12月23日現在されていませんが、時間数を変更せず、研修後又は更新期間での法定外研修を位置づけていることが特徴です。

現在、千葉県では主任更新研修の受講要件の一部に法定外研修を位置付けています。今回、県内市町村担当者から情報をいただき、介護支援専門員対象の法定外研修の案内ページを作成しました。

初回は令和5年3月までの期間で掲載しています。今後も適宜更新しますので、ご利用ください。

#### 【介護支援専門員(ケアマネジャー)の法定外研修について】

<https://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/kaigohoken/senmonin/kaigoshien/gaikensyu.html>



### 事務局が移転します!!

現在は「千葉県社会福祉センター3階」に事務所を置いています。本センターは建物の老朽化が進み、東日本大震災によって耐震性の懸念が生じ、各団体とも不安を抱えつつ活動をしておりました。これらのことを背景に令和5年4月1日からの開館を目指し、千葉県が「新」社会福祉センターの建設をしておりました。新センターは従来の機能を維持しつつ、大規模災害時には帰宅困難者の一時滞在場所となる機能もあります。当会と共に多くの入館団体も一緒に引っ越しを行う予定です。当会の新センターでの業務開始は令和5年4月1日からです。場所は現センターから徒歩1分。窓から見える景色は変わりませんが気持ちを新たに活動していきますのでよろしくお願ひします。

※住所、電話番号等については分かり次第、当会ホームページでお知らせします。

新社会福祉センター(令和4年12月撮影)



### 介護支援専門員証の失効に注意!

介護支援専門員証の更新交付申請は満了日の6ヶ月前から可能です。「うっかり」と研修受講や更新申請を忘れないように御注意ください。

介護支援専門員証を失効した場合はケアプランの作成や認定調査員の受託などの介護支援専門員の業務はできません。また、認定調査を実施した場合は再調査となり、利用者の方々や市町村へ迷惑をかけることとなります。

千葉県では、新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いとして、更新研修の規模縮小や未実施により影響を受ける方に、本来の資格更新の時期を過ぎてしまう介護支援専門員に対し、臨時的に資格を喪失しない取扱いをしています。

- (1) 資格を喪失しない取扱いの期間は有効期間満了日から2年間です
- (3) 臨時的取扱い期間中に研修を修了した方は、修了後更新申請の手続きを行うことにより、本来の有効期間満了日の翌日に遡り、5年間有効の介護支援専門員証を発行します
- (4) 更新後の介護支援専門員証の有効期間は、遡った本来の有効期間満了日の翌日から5年間であるため、次回の研修までの期間は短くなります。
- (5) 再研修を受講する方は、臨時的取扱いが適応されませんので、研修修了後に介護支援専門員証の発行手続きをしてください。
- (6) 期間内に研修を受講せず更新交付を受けない場合や再研修を受講した方が臨時的取扱い期間に介護支援専門員の業務を行った場合は、有効な資格無く業務を行ったことになり、介護報酬の返還が必要になるなど困難な状況になりますのでご注意ください

#### 介護保険に関するお問い合わせは

☎ 043-223-2387



### 編集後記

皆様はどのような新年を迎えましたか。

私は広報委員に昨年秋から加わり、初体験となる編集後記を考えているうちに年が明けました。

そして、自分の地域に起こりそうな自然災害を改めて考え、次年度中に仕上げなければならないBCP作成の年間計画を立てることを仕事始めにしようと決めました。

この通信が少しでも魅力ある紙面となり、今私たちの身の回りで起こっていること、準備すべきことなどの情報を次号4月でもお届けしていきたいと思ひます。

広報委員 香取 豊美